

令和8年第2回

北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年2月26日(木) 午後1時30分から午後2時35分

2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室

3. 出席委員(8人)

10番 善岡 浩樹 (会長)	7番 松田 力 (会長代理)	
1番 永井 稔	2番 高田 秋光	3番 山外 明人
4番 植松 春雄	5番 川島 史伸	6番 澤田 正人
8番 川瀬 崇	9番 藤崎 正雄	

4. 欠席委員(2人) 1番 永井 稔 2番 高田 秋光

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の選出	山外 明人 松田 力
第2	会議書記の指名	東海林局長、滝上推進員、阿部主事
第3	農政報告	参与 井口課長
第4	会務報告	事務局 東海林局長
第5	議事参与の制限について	
第6	報告第2号 農業者年金(新制度・老齢年金)裁定請求の進達について	
第7	報告第3号 農地所有適格法人の設立について	
第8	報告第4号	
第9	議案第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について	
第10	議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案の承認について	

6. 農業委員会事務局職員

東海林孝行事務局長・滝上和昭農地推進員・阿部久仁光主事

7. 参与

井口純一産業課長

事務局長(東海林)	みなさんお疲れ様です。 本日8名の委員が出席しており定足数に達しておりますので、 只今から令和8年 第2回農業委員会総会を開催いたします。 それでは、善岡会長よりご挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。
会 長 (善岡)	皆さんご苦労様です。外もだいぶ春らしく暖かくなってきました。融雪もだいぶ進み、除雪作業も始まっています。早いところはテントかけもはじまっています。くれぐれも事故なく春業進めていただきたいと思います。
議 長 (会長)	それでは、これより令和8年 第2回農業委員会総会を開催致します。
議 長	日程第1 会議録 署名委員の選出について 3番山外委員・7番松田委員にお願い致します。
議 長	日程第2 会議書記の指名について 会議書記には、東海林事務局長 滝上農地推進員 阿部主事 を配置 いたします。 日程第3 農政報告 井口産業課長お願いします。
参与 (井口)	お疲れさまです。本日2点情報提供させていただきます。1点目は、農業振興ビジョンの関係です。2回検討委員会を開催してきましたが、先日の2回目の会議でも委員の皆様より忌憚のないご意見をいただいています。それを元に引き続き計画の策定に精進して参りたいと考えます。今回資料としてもつけさせていただきますので、ご意見などあればお寄せください。2点目は地域振興券の関係です。町民一人あたり2万6千円で、1回目が1万円でしたので今年度は合わせて3万6千円となります。1回目の振興券は使用期限が今月末となっております。2回目については、一昨日郵送の手配をしたところ。書留にて対面受け取りの形となります。使用期間は3月1日から8月31日まで、半年間です。以上2点、よろしく申し上げます。
議 長	日程第4 農業委員会会務報告をお願いします。
事務局長	会務報告 4ページをお開き下さい。 【4ページ朗読】

議長

日程第5 議事参与の制限について
議事参与の制限が、議案第4号で〇〇委員にかかります。

それではこれより、報告2件、議案2件の審議に入ります。

議長

日程第6 報告第2号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について、事務局より説明願います。

事務局長

5頁をお開き下さい。
報告第2号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について

独立行政法人農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、別紙の者に係る農業者老齢年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和8年2月26日提出

6ページをご覧下さい。

番号157

受給者の氏名、住所、生年月日、年金の加入期間等は記載のとおりです。
以上で報告を終わります。

議長

ご質問等ありますか？

委員

【質疑無し】

議長

次に、日程第7 報告第3号 農地所有適格法人の設立について、事務局より説明願います。

事務局長

7ページをお開き下さい。

報告第3号 農地所有適格法人の設立について

農地所有適格法人の設立届出があったので、別紙のとおり報告する。

令和8年2月26日提出

8ページをご覧ください。

新規設立農地所有適格法人一覧のとおり「株式会社〇〇」「株式会社〇〇ファーム」「株式会社〇〇〇〇」「株式会社〇〇農場」の4法人から設立の届出がありました。法人名称及び所在地、設立年月日、事業目的、法人の構成員、役員につきまして、資料1～8ページに履歴事項全部証明書を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上で説明を終わります。

議長

このことについて、ご質問等ありますか。

委員

【質疑なし】

議長

次に日程第8 報告第4号 農用地利用集積計画の変更について、事務局より説明願います。

事務局長

9頁をお開き下さい。

報告第4号 農用地利用集積計画の変更について

別紙の農用地利用集積計画について双方協議の結果、変更したので報告する。

令和8年2月26日提出

令和6年4月26日公告の農用地利用集積計画（令和6年公告 第7号）変更協議書について、北海道農業公社と〇〇 〇〇さんとの賃貸借による計画を承認しておりますが、その後一部土地の早期売払がされたため変更となっております。

なお、資料20ページに該当地番の航空写真を記載しておりますのでご確認ください。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか？

委員

【質疑無し】

議長

次に日程第8 議案第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について、事務局より説明願います

事務局長

11ページをお開き下さい。
議案第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

農地法第18条第6項の規定により、合意解約のあった、別紙の件について議決を求める。

令和8年2月26日提出

12ページをご覧下さい。

番号 8-1 合意解約

貸主 札幌市 公益財団法人北海道農業公社

借主 美葉牛 ○ ○○

土地の所在は和241番地5外7筆 田が7筆、畑が1筆

面積が 95,341.00 m²です。

資料9ページに航空写真があり、黄色の箇所が該当となりますので
ご参照下さい。

以上で説明を終わります。

(法人立ち上げによるものです)

議長

このことについて、ご質問等ありますか。

委員

【質疑なし】

議長

それでは採決いたします。
番号8-1承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議 長

番号8-1について承認いたします。
次に番号 8-2について説明願います。

事務局長

13ページをお開き下さい。
番号 8-2 合意解約
貸 主 札幌市 北海道農業公社
借 主 美葉牛 ○○ ○
土地の所在は美葉牛76番地2 外5筆、
田が6筆で、面積が 61,965.00 m²です。
資料9ページに航空写真があり、水色の箇所が該当となりますので
ご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議 長

質問等ありますか。

委 員

【質疑なし】

議 長

それでは採決いたします。
番号8-2承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号8-2について承認いたします。
次に番号 8-3について説明願います。

事務局長

14ページをお開き下さい。
番号 8-3 合意解約
貸 主 札幌市 北海道農業公社
借 主 美葉牛 ○○ ○
土地の所在は美葉牛228番地1 外6筆、
田が7筆で、面積が 72,011.00 m²です。
資料9ページに航空写真があり、黄色下部の箇所が該当となりますので
ご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

質問等ありますか。

委員

【質疑なし】

議長

それでは採決いたします。
番号8-3承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号8-3について承認いたします。
次に番号 8-4について説明願います。

事務局長

15ページをお開き下さい。
番号 8-4 合意解約
貸主 美葉牛 ○○○ ○
借主 美葉牛 ○ ○○
土地の所在は美葉牛81番地3 外3筆、
田が3筆、畑が1筆で、面積が 49,484.00 m²です。
資料 10ページに航空写真があり、黄色の箇所が該当となりますので
ご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

質問等ありますか。

委員

【質疑なし】

議長

それでは採決いたします。
番号8-4承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議 長

番号8-4について承認いたします。
次に番号 8-5について説明願います。

事務局長

16ページをお開き下さい。
番号 8-5 合意解約
貸 主 美葉牛 ○○ ○○
借 主 美葉牛 ○ ○○
土地の所在は美葉牛88番地6、
田が1筆で、面積が 4,959.00 m²です。
資料10ページに航空写真があり、黄緑色の箇所が該当となりますので
ご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議 長

質問等ありますか。

委 員

【質疑なし】

議 長

それでは採決いたします。
番号8-5承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号8-5について承認いたします。
次に番号 8-6について説明願います。

事務局長

17ページをお開き下さい。
番号 8-6 合意解約
貸 主 美葉牛 ○○ ○○
借 主 美葉牛 ○ ○○
土地の所在は美葉牛248番地2 外1筆、
畑が2筆で、面積が 5,531.00 m²です。
資料9ページに航空写真があり、右側青線で囲われてる箇所が該当とな
りますので
ご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

質問等ありますか。

委 員

【質疑なし】

議 長

それでは採決いたします。
番号8-6承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号8-6について承認いたします。
次に番号 8-7について説明願います。

事務局長

18ページをお開き下さい。
番号 8-7 合意解約
貸 主 美葉牛 ○○○ ○
借 主 美葉牛 ○○ ○
土地の所在は美葉牛29番地7 外3筆、
田が4筆で、面積が 39,469.00㎡です。
資料10ページに航空写真があり、青緑色の箇所が該当となりますので
ご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議 長

質問等ありますか。

委 員

【質疑なし】

議 長

それでは採決いたします。
番号8-7承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議長

番号8-7について承認いたします。

次に、議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案の承認について、まず、8-6、8-7、8-8について、事務局より説明願います。

事務局長

19ページをお開き下さい。

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等促進計画案の承認について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）により、北竜町から意見を求められた別紙の農用地利用集積等促進計画案について議決を求める。

令和8年2月26日提出

20ページをご覧下さい。

番号8-6

利用権の設定を受ける者 株式会社 ○○

管理権の設定をする者 公益財団法人 北海道農業公社

管理権の種類内容は賃貸借です。始期及び終期、貸付料並びに支払い方法は記載のとおりです。

土地の所在は、美葉牛228番地1外6筆

田が7筆で、面積は 72,011 m²となっております。

航空写真は、資料9ページとなりますのでご参照願います。

引き続き21頁をお開き下さい。

番号8-7

利用権の設定を受ける者 株式会社 ○○○

利用権の設定をする者 公益財団法人 北海道農業公社

管理権の種類内容は賃貸借です。始期及び終期、貸付料並びに支払い方法は記載のとおりです。

土地の所在は、美葉牛241番地5外7筆

田が7筆、畑が1筆で、面積は 95,341 m²となっております。

航空写真は、資料9ページとなります。

引き続き22頁をお開き下さい。

番号8-8

利用権の設定を受ける者 株式会社〇〇ファーム

利用権の設定をする者 公益財団法人 北海道農業公社

管理権の種類内容は賃貸借です。始期及び終期、貸付料並びに支払い方法は記載のとおりです。

土地の所在は、美葉牛109番地1外6筆

田が5筆、畑が2筆で、面積は67,576㎡となっております。

航空写真は、資料9ページとなります。

(8-6, 7, 8はいずれも賃貸借の一時貸付)

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか？

委員

【質疑なし】

議長

8-6、8-7、8-8一括して採決いたします。

番号8-6、8-7、8-8について、承認される方は挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

全員挙手ですので、番号8-6並びに8-7、8-8については承認といたします。

次に8-9、8-10、8-11、8-12について事務局より説明願います。

事務局長

23ページをご覧ください。

番号8-9

農地中間管理権の設定を受ける者 公益財団法人 北海道農業公社

農地中間管理権の設定をする者 和 〇〇 〇さん

管理権の種類内容は賃貸借です。始期及び終期、貸付料並びに支払い方法は記載のとおりです。

土地の所在は、和65番地2外13筆

田が12筆、畑が2筆で、面積は66,463㎡となっております。

航空写真は、資料11ページとなりますのでご参照願います。

引き続き24頁をお開き下さい。

番号8-10

農地中間管理権の設定を受ける者 公益財団法人 北海道農業公社

農地中間管理権の設定をする者 岩村 ○○ ○○ さん

管理権の種類内容は賃貸借です。始期及び終期、貸付料並びに支払い方法は記載のとおりです。

土地の所在は、岩村60番地6外5筆

畑が6筆で、面積は6,864㎡となっております。

航空写真は、資料12ページとなります。

引き続き25頁をお開き下さい。

番号8-11

農地中間管理権の設定を受ける者 公益財団法人 北海道農業公社

農地中間管理権の設定をする者 和 ○○ ○○さん

管理権の種類内容は賃貸借です。始期及び終期、貸付料並びに支払い方法は記載のとおりです。

土地の所在は、和57番地3

田が1筆で、面積は7,455㎡となっております。

航空写真は、資料13ページとなります。

引き続き26頁をお開き下さい。

番号8-12

農地中間管理権の設定を受ける者 公益財団法人 北海道農業公社

農地中間管理権の設定をする者 恵岱別 ○○ ○○さん

管理権の種類内容は賃貸借です。始期及び終期、貸付料並びに支払い方法は記載のとおりです。

土地の所在は、恵岱別26番地9

田が1筆で、面積は2,679㎡となっております。

航空写真は、資料14ページとなります。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか？

委 員

【質疑なし】

議長 8-9、8-10、8-11、8-12 一括して採決いたします。番号8-9、8-10、8-11、8-12について、承認される方は挙手願います。

委員 【全員挙手】

議長 全員挙手ですので、番号8-9並びに8-10、8-11、8-12については承認といたします。
次に8-13、8-14、8-15、8-16、8-17について事務局より説明願います。

事務局長 27頁をお開き下さい。
番号8-13
農地中間管理権の設定を受ける者 公益財団法人 北海道農業公社
農地中間管理権の設定をする者 碧水 ○○ ○○さん
管理権の種類内容は賃貸借です。始期及び終期、貸付料並びに支払い方法は記載のとおりです。
土地の所在は、碧水95番地1外40筆
田が40筆、畑が1筆で、面積は 240,193.75 m²となっております。
航空写真は、資料15頁をご参照下さい。

引き続き29頁をお開き下さい。
番号8-14
農地中間管理権の設定を受ける者 公益財団法人 北海道農業公社
農地中間管理権の設定をする者 美葉牛 ○○ ○○○さん
管理権の種類内容は賃貸借です。始期及び終期、貸付料並びに支払い方法は記載のとおりです、
土地の所在は、美葉牛4番地1外26筆
田が27筆で、面積は 238,737 m²となっております。
航空写真は、資料16ページとなります。

引き続き30頁をお開き下さい。
番号8-15
農地中間管理権の設定を受ける者 公益財団法人 北海道農業公社
農地中間管理権の設定をする者 美葉牛 ○○ ○○ さん

管理権の種類内容は賃貸借です。始期及び終期、貸付料並びに支払い方法は記載のとおりです、
土地の所在は、美葉牛229番地2 外3筆
田が 4筆で、面積は 34,301 m²となっております。
航空写真は、資料16ページとなります。

引き続き31頁をお開き下さい。

番号8-16

農地中間管理権の設定を受ける者 公益財団法人 北海道農業公社
農地中間管理権の設定をする者 美葉牛 ○ ○○ さん
管理権の種類内容は使用貸借です。始期及び終期は記載のとおりです、
土地の所在は、美葉牛23番地32 外2筆
畑が 3筆で、面積は 27,637 m²となっております。
航空写真は、資料17ページとなります。

引き続き32頁をお開き下さい。

番号8-17

農地中間管理権の設定を受ける者 公益財団法人 北海道農業公社
農地中間管理権の設定をする者 美葉牛 ○ ○○ さん
管理権の種類内容は賃貸借です。始期及び終期、貸付料並びに支払い方法は記載のとおりです、
土地の所在は、美葉牛23番地11 外16筆
田が13筆、畑が 4筆で、面積は 215,907 m²となっております。
航空写真は、資料18ページとなります。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか？

委 員

【質疑なし】

議 長

8-13、8-14、8-15、8-16、8-17 一括して採決いたします。
番号8-13、8-14、8-15、8-16、8-17 について、承認される方は挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

全員挙手ですので、番号8-13並びに8-14、8-15、8-16、8-17については承認いたします。
次に8-18、8-19、8-20、8-21について事務局より説明願います。

事務局長

33頁をお開き下さい。

番号8-18

農地中間管理権の設定を受ける者 公益財団法人 北海道農業公社
農地中間管理権の設定をする者 美葉牛 ○○ ○○さん
管理権の種類内容は賃貸借です。始期及び終期、貸付料並びに支払い方法は記載のとおりです。

土地の所在は、美葉牛88番地6
田が1筆で、面積は 4,959 m²となっております。
航空写真は、資料18頁をご参照下さい。

引き続き34頁をお開き下さい。

番号8-19

農地中間管理権の設定を受ける者 公益財団法人 北海道農業公社
農地中間管理権の設定をする者 美葉牛 ○○ ○○さん
管理権の種類内容は賃貸借です。始期及び終期、貸付料並びに支払い方法は記載のとおりです、

土地の所在は、美葉牛248番地2 外1筆
畑が2筆で、面積は 5,531 m²となっております。
航空写真は、資料18ページとなります。

引き続き35頁をお開き下さい。

番号8-20

農地中間管理権の設定を受ける者 公益財団法人 北海道農業公社
農地中間管理権の設定をする者 農事組合法人○○○
管理権の種類内容は賃貸借です。始期及び終期、貸付料並びに支払い方法は記載のとおりです、

土地の所在は、美葉牛248番地6
田が1筆で、面積は 5,209 m²となっております。
航空写真は、資料18ページとなります。

引き続き36頁をお開き下さい。

番号8-21

農地中間管理権の設定を受ける者 公益財団法人 北海道農業公社
農地中間管理権の設定をする者 美葉牛 ○○○ ○さん

管理権の種類内容は賃貸借です。始期及び終期、貸付料並びに支払い方法は記載のとおりです、
土地の所在は、美葉牛81番地3 外7筆
田が7筆、畑が1筆で、面積は 88,953 m²となっております。
航空写真は、資料18ページとなります。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか？

委員

【質疑なし】

議長

8-18、8-19、8-20、8-21 一括して採決いたします。
番号8-18、8-19、8-20、8-21について、承認される方は
挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

全員挙手ですので、番号8-18並びに8-19、8-20、8-21
については承認いたします。
次に8-22、8-23、8-24、8-25について事務局より説明
願います。

事務局長

37頁をお開き下さい。

番号8-22

農地中間管理権の設定を受ける者 公益財団法人 北海道農業公社
農地中間管理権の設定をする者 美葉牛 ○○ ○さん
管理権の種類内容は使用貸借です。始期及び終期は記載のとおりです。
土地の所在は、美葉牛65番地2
田が7筆、畑が3筆で、面積は 124,949 m²となっております。
航空写真は、資料19頁をご参照下さい。

引き続き38頁をお開き下さい。

番号8-23

農地中間管理権の設定を受ける者 公益財団法人 北海道農業公社

農地中間管理権の設定をする者 美葉牛 ○○ ○さん
管理権の種類内容は使用貸借です。始期及び終期は記載のとおりです、
土地の所在は、美葉牛66番地27 外27筆
田が11筆、畑が17筆で、面積は 194,906.60 m²となっております。
航空写真は、資料19ページとなります。

引き続き39頁をお開き下さい。

番号8-24

権利の設定を受ける者 和 ○○ ○○さん
権利を設定する者 公益財団法人 北海道農業公社
管理権の種類内容は賃貸借です。始期及び終期、貸付料並びに支払い方
法は記載のとおりです、
土地の所在は、和65番地2 外5筆
田が 6筆で、面積は 48,432 m²となっております。
航空写真は、資料11ページとなります。

引き続き40ページをお開き下さい。

番号8-25

権利の設定を受ける者 有限会社○○○○○
権利を設定する者 公益財団法人 北海道農業公社
管理権の種類内容は賃貸借です。始期及び終期、貸付料並びに支払い方
法は記載のとおりです、
土地の所在は、和68番地1 外7筆
田が6筆、畑が2筆で、面積は 18,031 m²となっております。
航空写真は、資料11ページとなります。

議 長

ご質問等ありますか？

委 員

【質疑なし】

議 長

採決いたします。

8-22、8-23、8-24、8-25一括して採決いたします。
番号8-22、8-23、8-24、8-25について、承認される方は
挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議長

全員挙手ですので、番号8-22、並びにに8-23、8-24、8-25については承認といたします。
ここで、番号8-26について〇〇委員に議事参与の制限がかかります。
それでは、8-26について事務局より説明願います。

41ページをご覧下さい。

番号8-26

権利の設定を受ける者 〇〇 〇〇 〇〇さん

権利を設定する者 公益財団法人 北海道農業公社

管理権の種類内容は賃貸借です。移転時期、対価の支払期限及び売買価格、支払い方法については、記載のとおりです。

航空写真は、12ページになります。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか？

委員

【質疑なし】

議長

採決いたします。

番号8-26について、承認される方は挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

全員挙手ですので、番号8-26について承認といたします。

ここで、〇〇委員の議事参与の制限を解きます。

次に、8-27、8-28、8-29、8-30について事務局より説明願います。

事務局長

42ページをご覧下さい。

番号8-27

権利の移転を受ける者 和 〇〇 〇〇さん

権利の移転をする者 公益財団法人 北海道農業公社

管理権の種類内容は賃貸借です。移転時期及び対価の支払期限、売買価格、支払い方法は記載のとおりです。

土地の所在は、和57番地3

田が1筆で、面積は 7,455 m²となっております。

航空写真は、資料 13ページとなります。

引き続き43頁をお開き下さい。

番号8-28

権利の設定を受ける者 恵岱別 ○○ ○○さん

権利の設定をする者 公益財団法人 北海道農業公社

管理権の種類内容は賃貸借です。移転時期及び対価の支払期限、売買価格、支払い方法は記載のとおりです、

土地の所在は、恵岱別26番地9

田が1筆で、面積は 2,679 m²となっております。

航空写真は、資料14ページとなります。

引き続き44頁をお開き下さい。

番号8-29

権利の設定を受ける者 株式会社○○農場

権利を設定する者 公益財団法人 北海道農業公社

管理権の種類内容は賃貸借です。始期及び終期、貸付料並びに支払い方法は記載のとおりです、

土地の所在は、碧水95番地1 外40筆

田が40筆、畑が1筆で、面積は 240,193.75 m²となっております。

航空写真は、資料15ページとなります。

引き続き46ページをお開き下さい。

番号8-30

権利の設定を受ける者 株式会社 ○○

権利を設定する者 公益財団法人 北海道農業公社

管理権の種類内容は賃貸借です。始期及び終期、貸付料並びに支払い方法は記載のとおりです、

土地の所在は、美葉牛4番地1 外30筆

田が31筆で、面積は 273,038 m²となっております。

航空写真は、資料16ページとなります。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか？

委員

【質疑なし】

議長

8-27、8-28、8-29、8-30 一括して採決いたします。
番号8-27、8-28、8-29、8-30について、承認される方は
挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

全員挙手ですので、番号8-27並びに8-28、8-29、8-30
については承認といたします。

議長

次に8-31、8-32、8-33、8-34について事務局より説明
願います。

事務局長

48ページをご覧ください。

番号8-31

権利の移転を受ける者 株式会社 ○○○

権利の移転をする者 公益財団法人 北海道農業公社

管理権の種類内容は使用貸借です。始期及び終期は記載のとおりです。

土地の所在は、美葉牛23番地32 外2筆

畑が3筆で、面積は 27,637 m²となっております。

航空写真は、資料17ページとなります。

引き続き49頁をお開き下さい。

番号8-32

権利の設定を受ける者 株式会社 ○○○

権利の設定をする者 公益財団法人 北海道農業公社

管理権の種類内容は貸貸借です。移転時期及び対価の支払期限、売買価
格、支払い方法は記載のとおりです、

土地の所在は、美葉牛23番地11 外24筆

田が18筆、畑が7筆で、面積は 281,090 m²となっております。

航空写真は、資料18ページとなります。

引き続き50頁をお開き下さい。

番号8-33

権利の設定を受ける者 株式会社〇〇〇〇

権利を設定する者 公益財団法人 北海道農業公社

管理権の種類内容は賃貸借です。始期及び終期、貸付料並びに支払い方法は記載のとおりです、

土地の所在は、美葉牛29番地7 外3筆

田が4筆で、面積は 39,469 m²となっております。

航空写真は、資料10ページとなります。

引き続き51ページをお開き下さい。

番号8-34

権利の設定を受ける者 株式会社〇〇〇〇

権利を設定する者 公益財団法人 北海道農業公社

管理権の種類内容は賃貸借です。始期及び終期、貸付料並びに支払い方法は記載のとおりです、

土地の所在は、美葉牛65番地2 外37筆

田が18筆、畑が20筆で、面積は 319,855.60 m²となっております。

航空写真は、資料 19～20ページとなります。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか？

委員

【質疑なし】

議長

8-31、8-32、8-33、8-34 一括して採決いたします。
番号8-31、8-32、8-33、8-34について、承認される方は
挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

全員挙手ですので、番号8-31並びに8-32、8-33、8-34
については承認といたします。

以上で、議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農
用地利用集積等促進計画案の承認については全て承認といたします。

以上で、本日総会の報告審議案件は全て終了いたしました。
これで第2回農業委員会総会を終了いたします。

議 長

3 番委員

7 番委員
